

長崎市総合評価一般競争入札実施要綱

〔平成31年3月28日〕
告示第163号

(目的)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事に係る一般競争入札について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2の規定により、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式による一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を実施するに当たり、別に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象工事及び評価方式)

第2条 総合評価一般競争入札の対象となる建設工事は、一般競争入札により契約を締結する工事のうち、入札者の技術力、信頼性及び社会性並びに入札価格を一体として評価することが適当と認められるものとする。

2 総合評価一般競争入札は、技術提案評価方式（以下「技術提案型」という。）又は施工能力評価方式（以下「施工能力型」という。）により実施するものとし、入札者の技術力の評価については、次の各号に掲げる評価方式の区分に応じ、当該各号に掲げる内容を評価するものとする。

- (1) 技術提案型 技術提案、配置予定技術者の能力、企業の施工能力等
- (2) 施工能力型 技術提案を除いた配置予定技術者の能力、企業の施工能力等

(学識経験を有する者の意見聴取)

第3条 市長は、総合評価一般競争入札の実施に当たっては、政令第167条の10の2第4項及び第5項の規定により学識経験を有する者へ意見を聴くこととされている事項その他必要な事項に関し、長崎市附属機関に関する条例（昭和28年長崎市条例第42号）別表第1に規定する長崎市総合評価一般競争入札審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

(落札者決定基準)

第4条 市長は、総合評価一般競争入札を行おうとするときは、当該入札に係る申込みのうち価格その他の条件が本市にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を、審議会の意見を聴取した上で定めるものとする。

(技術資料の提出)

第5条 総合評価一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、提出期限までに、次に掲げる資料（以下「技術資料」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 技術提案（施工能力型の場合を除く。）に係る資料
- (2) 配置予定技術者の能力に係る資料
- (3) 企業の施工能力に係る資料
- (4) その他評価に当たり必要と認められる資料

2 技術資料の提出期限後は、既に提出された技術資料の訂正、差し替え及び再提出は認めないものとする。

3 入札参加申請に係る費用は、入札参加者の負担とし、提出された技術資料は、返却、公表及び無断での他の用途への使用は行わないものとする。

（落札者の決定）

第6条 市長は、入札価格が予定価格の制限の範囲内で、落札者決定基準によって得られた評価値が最も高い者を落札者として決定する。

2 前項の評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

（入札結果の公表）

第7条 市長は、落札者を決定したときは、速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 入札参加者の商号又は名称
- (2) 入札参加者の入札価格
- (3) 入札参加者の技術評価点
- (4) 入札参加者の評価値

（評価内容の担保）

第8条 落札者は、提出した技術資料に基づき施工しなければならず、契約の締結に当たり契約上履行すべき事項である旨を工事請負契約書に明示するものとする。

2 落札者の技術資料に係る設計変更は、原則として行わない。

（技術提案等が達成されなかったときの対応等）

第9条 入札参加者の技術資料に、虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合は、長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成7年11月7日施行）の規定に基づき指名停止等の措置を行うものとする。

2 技術資料に基づく施工計画が達成されなかったときは、自然災害等の不可抗力による場合を除き、落札者の工事成績評定を減ずるものとする。

（委任）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則（平成 31 年 3 月 28 日告示第 163 号）

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。